

遊漁船業者登録マニュアル

令和4年12月

富山県農林水産部水産漁港課

目 次

1. 遊漁船業とは.....	1
2. 遊漁船業者の登録.....	2
(1) 登録の準備について.....	2
(2) 登録申請について.....	2
(3) 登録の有効期間について.....	4
(4) 登録拒否要件.....	4
(参考) 遊漁船業者登録フロー.....	5
3. 変更の届出.....	6
4. 廃業等の届出.....	7
5. 遊漁船業者の義務.....	7
(1) 業務規定の整備.....	7
(2) 遊漁船業務主任者.....	7
(3) 気象情報の収集等.....	8
(4) 利用者名簿の備え置き.....	8
(5) 周知させる義務.....	9
(6) 標識の掲示.....	9
(7) 名義の利用等の禁止.....	9
(8) 法定書類、法定備品等の確認.....	9
6. 申請書等様式.....	10
記入例.....	42

1. 遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面（※1）に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法（※2）により魚類その他の水産動植物を採捕（※3）させる事業をいう。

遊漁船業を営む為には、営業所毎にその営業所を管轄する県知事に登録しなければならない。たとえ年に一度営業するだけでも、営利を目的として遊漁船業を営む場合は、登録が必要である。なお、水産動植物の採捕を伴わない島めぐりなどの観光遊覧やダイビング案内業などは遊漁船業には該当しない。

次のような場合は遊漁船業に該当しない。

① 潮干狩り等のように船舶を使用しない場合

（理由）遊漁船業は、船舶を使用するものに限られる。

② 遊漁者にボート等を貸し、遊漁者が自らそのボート等を漕ぎあるいは運転し、漁場に行く形態の事業の場合

（理由）遊漁船業は、釣り客を漁場へ案内する事業である。

③ 佐渡島や伊豆大島への定期便等、運送それ自体が目的である場合

（理由）遊漁船業は、水産動植物を採捕させる事業である。

○ 「農林水産大臣が定める内水面」とは？（※1）

サロマ湖、風蓮湖、温根湖、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海を指し（H1. 9. 20 農水告 1186）、この中に富山県内の内水面は含まれていない。

○ 「農林水産省令で定める方法」とは？（※2）

富山県では、漁業調整規則により遊漁者（非漁民）が使用又は利用できる漁具漁法が次のものに制限されている。

- ① さお釣及び手釣
- ② たも網及び叉手（さで）網
- ③ 投網（船を使用しないものに限る。）
- ④ やす
- ⑤ 徒手採捕

○「採捕」とは？（※3）

「採り、捕まえること」をいい、自らのために行うか、他人のために行うかを問わない。また、その対象である水産動植物が他人の占有下にあるか否かを問わない。

したがって、いわゆる船釣りはもちろん、観光定置において既に網にかかっている水産動植物の網揚げを行う等の行為を遊漁船の乗客に行わせる事業も遊漁船業に該当する。

2. 遊漁船業者の登録

(1) 登録の準備について

遊漁船業を営もうとする者は、事前に次の準備をしなければならない。

- ①農林水産省令で定められた基準を満たした遊漁船業務主任者を選定。（申請者が遊漁船業務主任者になる事もできる。）（※4）
- ②損害賠償保険に加入する。損害賠償保険等の補償額は、使用する遊漁船毎に船舶検査証書に記載された旅客定員の人数分1人当たり3,000万円以上の補償額が必要。被保険者は申請者とする。

○「農林水産省令で定められた基準を満たした遊漁船業務主任者」とは？（※4）

次の要件を全て満たす者とする。

- ①海技士（航海）又は2級以上の小型船舶操縦士の免許を受けている。
- ②遊漁船業に関し1年以上の実務経験を有する又は遊漁船業務主任者の指導による10日以上の遊漁船における実務研修（1日につき5時間以上実施されるものに限る。）を修了している。
- ③遊漁船業務主任者を養成するための講習（以下「遊漁船業務主任者講習会」とする。5年毎に受講しなければならない。）を修了している。

(2) 登録申請について

遊漁船業を営もうとする者は、別表（P3）に掲げる提出書類を、富山県農林水産部水産漁港課漁政係に提出すること。

富山県農林水産部水産漁港課水産班漁政担当 〒930-8501 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4F TEL 076-444-3293 FAX 076-444-4412
--

別表 遊漁船業者登録申請提出書類（更新の場合も同様）

書 類 名	個人	法人	備 考
1 遊漁船業者登録申請書	○	○	様式第一号
2 誓約書(遊漁船業者)	○	○	様式第二号
3 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写	○	○	海技士(航海)又は2級以上の小型船舶操縦士免許(特定操縦免許要)。
4 実務経験・実務研修証明書	○	○	様式第三号 実務経験1年以上又は実務研修10日間(1日につき5時間以上)の期間が必要。
5 遊漁船業務主任者講習会受講修了証明書の写	○	○	5年以内に発行されたもの。
6 誓約書(遊漁船業務主任者)	○	○	様式第四号
7 保険証券又は保険加入者証の写	○	○	乗客1人当たり補償額3,000万円以上。
8 船舶検査証書の写	○	○	有効期限内のもの。
9 登記事項証明書		○	
10 住民票の抄本又はこれに代わる書面	○		3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
11 役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
12 法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面(未成年者の場合)	○		3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
13 遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(登録申請者と遊漁船業務主任者が別の場合)	○	○	3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
14 申請手数料(※5)	○	○	富山県収入証紙 新規20,000円、更新16,000円
15 業務規定	○	○	様式第九号、様式第十一号 新規登録時のみ。登録完了後提出。

○申請手数料について(※5)

富山県収入証紙の売りさばき所は、下記URLを参照のこと。

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/zeikin/kj00015361/index.html>

(3) 登録の有効期間について

遊漁船業者登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(更新に際しては業務主任者が5年毎に主任者講習会を受講している事も要件となる。)

登録の更新を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに別表(P3)の必要書類を富山県知事に提出しなければならない。

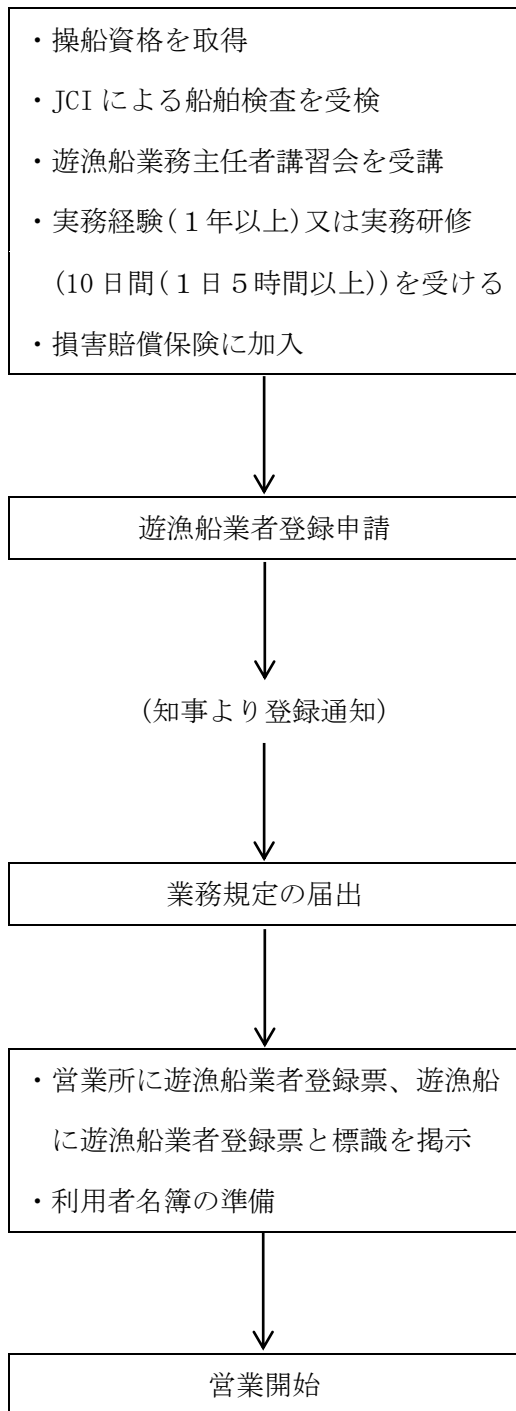
(4) 登録拒否要件

次の事項に該当する場合は、登録できない。

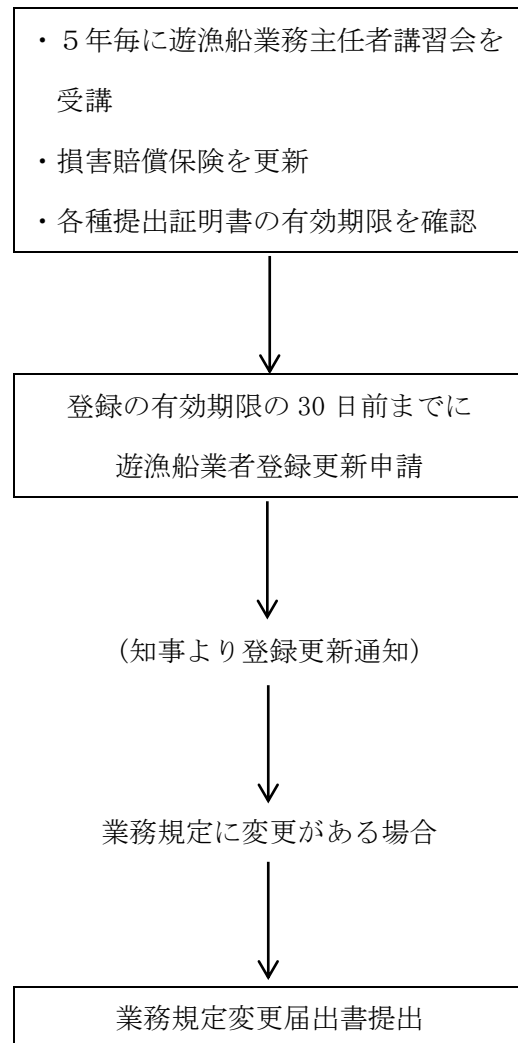
- ①過去に遊漁船業者登録を取り消され、処分の日から2年が経過していない場合
- ②過去に遊漁船業者登録を取り消された法人で、登録取り消しの日から30日前までの間に役員であった人が、登録取り消しの後2年を経過せずに申請した場合
- ③遊漁船業の停止を命じられ、その停止の期間が経過していない場合
- ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない場合
- ⑤5つの法律(「遊漁船業の適正化に関する法律」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、「漁業法」、「水産資源保護法」)又はこれらの法律に基づく命令(都道府県漁業調整規則を含む。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年が経過していない場合
- ⑥未成年者の法定代理人が①～⑤に該当する場合
- ⑦法人の役員が①～⑤に該当する場合

(参考) 遊漁船業者登録フロー

新規登録の場合



登録更新の場合



3. 変更の届出

遊漁船業者は、登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第五号)に次の書類を添えて、富山県知事に届け出なければならない。

変 更 事 項		添 付 書 類
氏名又は名称及び住所 (※)		・住民票の抄本又はこれに代わる書面
法人の代表者の氏名 (※)		・登記事項証明書
営業所の名称又は所在地 (商業登記の変更を必要とする場合に限る)		・登記事項証明書
使用する遊漁船 (※) 遊漁船の名称 (※)		・船舶検査証書の写 ・保険証券又は保険加入者証の写
法人の役員の氏名		・登記事項証明書 ・新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書(様式第二号)
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の変更	・新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書 (様式第二号) ・登記事項証明書、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面、誓約書(新たな法定代理人が法人である場合)
	法定代理人である法人の名称の変更	・登記事項証明書
	法定代理人である法人の役員の変更	・新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書 (様式第二号)
遊漁船業務主任者 (※)		・新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書(様式第四号)
損害賠償保険 (更新時も含む)		・保険証券又は保険加入者証の写 ・船舶検査証書の写

注 上記 (※) 事項を変更する場合は、業務規定の変更も必要となる。業務規定変更届出書(様式第十号)に変更箇所を添えて提出すること。

4. 廃業等の届出

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に、遊漁船業者廃業等届出書（様式第六号）を富山県知事に届け出なければならない。

廃業事由	届出人
死亡	相続人
法人が合併により消滅	消滅した法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散	破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散	清算人
遊漁船業を廃止	遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表する役員

5. 遊漁船業者の義務

(1) 業務規定の整備

遊漁船業者は、業務規定を定め、登録を受けた後遅滞なく、業務規定届出書（様式第九号）及び業務規定（様式第十一号）を富山県知事に届け出なければならない。これに変更があった場合は、業務規定変更届出書（様式第十号）に変更部分を添付して届け出ること。

なお、業務規定の原本は申請者の手許で保管し、県にはコピーを提出すること。

(2) 遊漁船業務主任者

遊漁船業者は、遊漁船業務主任者を選任し、次の業務を行わせなければならない。

- ① 遊漁船における利用者の安全管理
- ② 漁場の選定
- ③ 利用者が適正に水産動植物を採捕するための指導及び助言
- ④ 海難その他の異常の事態が発生した場合において、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者への連絡
- ⑤ その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務

(3) 気象情報の収集等

遊漁船業者は、遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集しなければならない。それらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。

～解説～

- ・気象及び海象に関する情報の収集については、出航前にテレビ、ラジオ、電話等により天気予報、気象通報を視聴するとともに、局地的な気象情報を得るため気象観測を心がけ、また他の漁船や遊漁船との連絡を密にして各漁場付近の気象、海象の状況をできる限り詳細に把握しておく必要がある。
- ・また、組合や僚船にも連絡し、お互いに安全確保に努めなければならない。

(4) 利用者名簿の備え置き

遊漁船業者は、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所等を記載しなければならない。

- ・利用者名簿（例）

氏名	住所	性別	年齢	緊急時 連絡先	利用開始年月日時 終了予定年月日時	漁場の位置
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	

- ・氏名、住所、性別、年齢、緊急時連絡先、利用年月日時、漁場の位置は必ず記入する。
- ・乗船、下船時には、この名簿で利用客を確認する。
- ・利用者名簿の人員は、船舶検査証書に記入されている旅客定員内の必要がある。
- ・利用者名簿は利用終了の日から1週間保存しなければならない。

(5) 周知させる義務

遊漁船業者は、利用者に対し、案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を、次のどちらかの方法により周知しなければならない。

- ①遊漁船において利用者に見やすいように掲示
- ②制限事項を記載した書面を利用者に配布

(6) 標識の掲示

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、定められた様式の標識を掲示しなければならない。

- ①営業所 … 遊漁船業者登録票（様式第七号）
- ②遊漁船 … 遊漁船業者登録票（様式第七号）・標識（様式第八号）

(7) 名義の利用等の禁止

遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

(8) 法定書類、法定備品等の確認

- ・海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳など法定書類は、手続きもれや期限切れになっていないことを確認し、乗船の際は必ず携帯する。
- ・救命浮き輪、救命胴衣、消火器など法定備品に不足がないように確認して利用客がいつでも使えるようにする。
- ・乗船する利用者の人数が、船舶検査証書の旅客定員をオーバーしないように利用者名簿とチェックする。
- ・船体、機関、通信機等機器類が故障を起こさないよう整備点検し、平常に作動することを確認する。

6. 申請書等様式

様式第一号	遊漁船業者登録申請書
様式第二号	誓約書（登録申請者）
様式第三号	実務経験・実務研修証明書
様式第四号	誓約書（遊漁船業務主任者）
様式第五号	遊漁船業者登録事項変更届出書
様式第六号	遊漁船業者廃業等届出書
様式第七号	遊漁船業者登録票（営業所及び遊漁船掲示用）
様式第八号	標識（遊漁船掲示用）
様式第九号	業務規定届出書
様式第十号	業務規定変更届出書
様式第十一号	業務規定

記入例

様式第一号	遊漁船業者登録申請書
様式第二号	誓約書（登録申請者）
様式第三号	実務経験・実務研修証明書
様式第四号	誓約書（遊漁船業務主任者）
様式第五号	遊漁船業者登録事項変更届出書
様式第六号	遊漁船業者廃業等届出書

表面

遊漁船業者登録申請書			
			証紙貼付欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。 年 月 日 申請者 富山県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
申請時において既に受けている登録			

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称		
	住 所	郵便番号 (-)	電話番号 () -
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名			
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する職員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	
法第 12 条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名			
フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置 (磯等渡し 有・無)		
	保険契約又は共済契約 の名称	填補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 3 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 5 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し（漁場における磯、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。）の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕

年 月 日

申請者

富山県知事 殿

備 考

「〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕

」については、不要なものを消すこと。

〔実務経験〕
〔実務研修〕 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔実務経験〕
〔実務研修〕を有することに相違ないことを証明
します。

年 月 日

証明者

遊漁船業務主任者の氏名	生年月日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	〔実務経験〕 〔実務研修〕の期間
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	合計 満 年 月 日 時 分

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 〔実務経験〕
〔実務研修〕については、不要なものを消すこと。
- 〔実務経験〕
〔実務研修〕の期間の欄は、実務研修の場合にあっては、時分についても記載すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第10条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

富山県知事 殿

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

富山県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -)		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

<p>遊漁船業者廃業等届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p>富山県知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
<p>死亡</p> <p>合併により消滅</p> <p>破産手続開始の決定により解散</p> <p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p>遊漁船業を廃止</p>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

← 25cm (遊漁船に掲げる場合にあつては 16cm) 以上 →

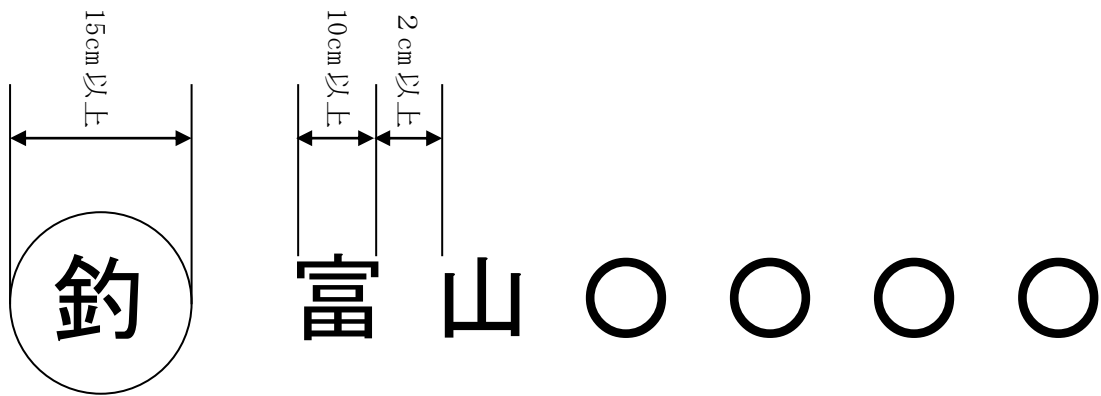
遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の 氏名	
損害賠償措置の 保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

40cm (遊漁船に掲げる場合にあつては 27cm) 以上

備 考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

様式第八号



備 考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

- (1) ○○○○の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。
- (2) 大きさは10cm 以上、太さは1 cm 以上、間隔は2 cm 以上とする。

年 月 日

富山県知事 殿

別添のとおり、遊漁船業の適正化に関する法律第 11 条第 1 項に基づき、業務規程を届け出ます。

登録番号	
遊漁船業者の 氏名又は名称	

富山県知事 殿

別添のとおり、遊漁船業の適正化に関する法律第 11 条第 1 項に基づき、業務規程の変更を届け出ます。

なお、業務規程において変更した部分は、

--

であり、変更部分を添付します。

登録番号	
遊漁船業者の 氏名又は名称	

業 務 規 程

登録番号	
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入)	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

(法の遵守)

第2条 事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を遵守します。

2 事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

(業務規程の遵守)

第3条 事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

2 事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無に係わらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

3 事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。

4 営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

5 事業者は、この規程の内容に変更があった場合は、直ちに知事に変更を届け出ます。

第2章 業務の実施体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(案内する漁場の位置等)

第5条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

(遊漁船の係留場所等)

第6条 遊漁船は、別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、別表3に定めるとおりとし、利用者が遊漁船に乗降する際に安全が確保されるものとします。

(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)

第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

(役務の内容の明示)

第8条 利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる水産動植物の主な種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

2 気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

(従業者等の教育・訓練)

第9条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

2 事業者は、自ら及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

3 事業者は、自ら及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第3章 利用者の安全の確保に関する事項

(必要となる情報の収集及び伝達)

第10条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、別表5(1)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に確実に伝えます。

(出航中止基準)

第11条 事業者は、別表6に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準によって出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

- 2 船長は、自らの経験に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、事業者と船長の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることにします。

(帰航基準及び気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処)

第12条 船長は、別表6に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

- 2 船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、別表7に定めるとおりに対処します。

(安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第13条 業務主任者は、利用者に対し、別表8の方法により同表に定める内容を確実に周知します。

- 2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第14条 船長は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)、港則法(昭和23年法律第174号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

- 2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表9に定めるとおりに行動します。

(海難その他の異常の事態が発生した場合の対処)

第15条 海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として行動します。

- ① 人命の安全の確保を最優先とします。
 - ② 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き行動します。
- 2 船長は、海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとります。
- 3 船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項にある必要な措置をとった上で、別表10に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。
- 4 連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、速やかに利用者の自宅に連絡するとともに、医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとります。また、以下に該当する事故については、事故発生後3日以内に、知事にその概要及び事故処理の状況等について別記様式第1号によって報告します。
- ① 利用者の生命又は身体について損害が生じた事故（保険又は共済の支払いの請求がない事故も含む。）
 - ② 海上保安機関等に連絡した海難等

第4章 利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項

(必要となる情報の収集及び伝達)

第16条 事業者は、利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、別表5(2)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

(水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第17条 業務主任者は、法第15条に基づいて、利用者に対し、別表11の方法により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

(利用者を保護するための行動)

第18条 業務主任者は、別表11の定めるところにより、利用者が遵守しなければならない制限等を犯しやすいような行動をとらないようにします。

(水産施策への協力)

第19条 事業者は、水産基本法(平成13年法律第89号)に定めてあるとおり、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、その他の遊漁船業者等の漁場の利用者(以下「漁業者等」という。)と協力をして、漁業操業との調和ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

(地域の取決め等の尊重)

第20条 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

2 事業者は、案内する漁場について、その調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

(漁具破損の防止)

第21条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

(不要となった漁具及び餌の取扱い)

第 22 条 遊漁船に乗船する従事者は、遊漁船において不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てません。また、不要となった撒き餌等の餌を港に捨てません。

2 業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないように指導をします。

(その他)

第 23 条 各別表において*が付された項目は必須項目です。

登録番号	*				氏名又は名称	*							
作成日	*	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表2 案内する漁場の位置等

案内する漁場を管轄 する都道府県名	*											
----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

時 期	案内する漁場の位置	採捕させる 水産動植物の主な種類
*	*	*

登録番号	*			氏名又は名称	*		
作成日	*	/ /	変更日	1:	/ /	2:	/ /
						3:	/ /

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船 の名称	主要な時期	係留場所の位置	係留施設(又は水域施設) の管理者
遊漁船の 係留場所	*	*	*	*
利用者の 乗降場所				

登録番号	*				氏名又は名称	*							
作成日	*	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表4（全 枚の 枚目） 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○		
		遊漁船の使用状況（該当に○）					<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()	
		遊漁船の記載状況（該当に○）			通信設備の状			
		船舶の所有状況（該当に○）			況（該当に○）			
		遊漁船の連絡方法（無線の形式と周波数等）						
		* / /	トン	m	* 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()		
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用 <input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載 <input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶 <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し						
		* / /	トン	m	* 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()		
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用 <input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載 <input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶 <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し						
		* / /	トン	m	* 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()		
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用 <input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載 <input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶 <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備 <input type="checkbox"/> 設備無し						
重複記載している 場合の事由	<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()							

注) 重複記載とは、他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているものをいいます。

登録番号	*		氏名又は名称	*	
作成日	*	/ /	変更日	1:	/ /
				2:	/ /
				3:	/ /

別表5 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保 に必要な情報 (該当に○)	() 出航地における波高、風速、視程
	() 出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	* () 水路通報、気象・海上警報等官公庁の発する遊漁船の運航に係る情報
	* () 乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	()
()	
(2) 漁場の安定的な利用 関係の確保に必要な情報 (該当に○)	* () 法第15条に基づき周知すべき内容について、案内する漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	* () 漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	()
	()

登録番号	*		氏名又は名称	*	
作成日	*	/ /	変更日	1:	/ /
				2:	/ /
				3:	/ /

別表6 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	() 単独の判断	() 団体による判断				
出航中止基準	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <p>* () 海上警報 (波浪、霧等)、波浪警報の発令中</p> <p>() 出航地の波高 <input type="text"/> m</p> <p>() 出航地の風速 <input type="text"/> m</p> <p>() 出航地の視程 <input type="text"/> m</p> <p>* () 事業者が危険と判断したとき</p> <p>() その他 ()</p>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名</p> <p>* <input type="text"/></p> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>*</td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法</p> <p>別紙2のとおり</p>	代表者	*	連絡先	*
	代表者	*				
連絡先	*					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>* () 海上警報 (風、霧等)、波浪警報の発令</p> <p>* () 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <p>() 漁場における波高 <input type="text"/> m</p> <p>() 漁場における風速 <input type="text"/> m</p> <p>() 漁場における視程 <input type="text"/> m</p> <p>* () 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</p> <p>() その他 ()</p>					

登録番号 *				氏名又は名称 *								
作成日 *	／	／	変更日	1:	／	／	2:	／	／	3:	／	／

別表7 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 <table border="1" data-bbox="491 539 1385 864"> <thead> <tr> <th>案内する漁場の位置</th> <th>避難する港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>*</td><td>*</td></tr> <tr><td>*</td><td>*</td></tr> <tr><td>*</td><td>*</td></tr> <tr><td>*</td><td>*</td></tr> <tr><td>*</td><td>*</td></tr> </tbody> </table> 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。	案内する漁場の位置	避難する港	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
案内する漁場の位置	避難する港												
*	*												
*	*												
*	*												
*	*												
*	*												

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあつては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	*

登録番号	*	氏名又は名称			*
作成日	*	/	/	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
<input type="checkbox"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="checkbox"/> 遊漁船の乗船前に書面を配布する。	<p>一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * <input type="checkbox"/> 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * <input type="checkbox"/> 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * <input type="checkbox"/> 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * <input type="checkbox"/> 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法 * <input type="checkbox"/> 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 * <input type="checkbox"/> 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> 磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣等を着用すること * <input type="checkbox"/> 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
漁場において口頭で説明する。	<p>一般的事項</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> 磯等からの帰航時間 * <input type="checkbox"/> 磯等で天候が急変した場合における避難場所 <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

登録番号	*		氏名又は名称	*	
作成日	*	/ /	変更日	1:	/ / 2: / / 3: / /

別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。（該当に○）

一般的事項

- * () 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- * () 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- * () 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- * () 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- * () 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させます。
- * () 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- * () 航行中は GPS プロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- * () 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。
- * () 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は船室内においても利用者に救命胴衣等を着用させます。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- () 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- () 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- () 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- * () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- * () 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外（観光定置、観光底びき等）をする場合

- * () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表 9 の 2

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
防波堤	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	

登録番号 *					氏名又は名称 *							
作成日 *	/	/	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表 10 事故発生時の連絡方法

*連絡手段 ()

```

graph TD
    A[遊漁船] -- "連絡手段 ( )" --> B[海上保安機関 (Tel : 118)  
警察機関 (Tel : 110)  
救急機関 (Tel : 119)]
    A -- "電話" --> B
    A -- "連絡手段 ( )" --> C["* 連絡責任者 :  
* (Tel : )"]
    A -- "電話" --> C
    C -- "電話" --> B
    C -- "電話" --> D["利用者の自宅  
最寄りの医療機関"]
    
```

別記様式第 1 号
による報告
※事故発生 3 日以内

*都道府県部署 :
* (Tel :)
* (Fax :)

※業務主任者の連絡手段 (携帯電話がある場合)

業務主任者の氏名	電話番号

業務主任者の氏名	電話番号

※遊漁船の連絡手段 (無線等の通信設備がある場合)
別表 4に記載したとおり。

別記様式第1号

海難等が発生した場合の報告書

事業者の氏名又は名称(法人の場合は代表者の氏名も記入)	*
連絡先	* (TEL)
事業者の登録番号	*

事故発生の日時	* 年 月 日 時頃
事故発生の場所	*
事故が発生した遊漁船の名称	*
事故時の業務の形態 (該当に○)	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()
乗船した業務主任者の氏名	*
乗船した船長の氏名	*
乗船した利用者の数	* 名
事故による負傷者数(死者数)	* 名 () 名
事故の形態(該当に○)	() 単独の衝突事故 () 他船との衝突事故 () 乗揚・座礁事故 () 沈没事故 () 転覆事故 () 機関故障 () 火災事故 () 釣り中のケガ () その他 ()
備考	

表面

遊漁船業者登録申請書		証紙貼付欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
<p style="text-align: center;">この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年 11月 11日</p> <p style="text-align: right;">申請者 神通 一郎</p> <p>富山県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	ジンズウ イチロウ 神通 一郎		
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
申請時において既に受けている登録		なし	

記入例

(A4)

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称		
	住 所	郵便番号 (-)	電話番号 () -
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名			
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する職員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (000-0000) 電話番号 (000) 000-0000		
ジンスウエイギョウショ 神通営業所	富山県〇〇市〇〇町〇番地		
法第 12 条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名	神通 一郎		
フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置 (磯等渡し 有 ・無)		
	保険契約又は共済契約 の名称	填補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
ジンスウマル 神通丸	△△保険株式会社 遊漁船業者総合保険	3,000万円/人 〇人	令和4年11月11日から 令和5年11月10日まで
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	
なし		なし	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 3 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 5 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し（漁場における磯、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。）の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場合にあつては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

様式第二号

(A4)

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

（
登録申請者
~~登録申請者の役員~~
~~登録申請者の法定代理人~~
~~登録申請者の法定代理人の役員~~
）

令和4年 11月 11日

申請者 神通 一郎

富山県知事 殿

備 考

「（
登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員
）

」については、不要なものを消すこと。

〔~~実務経験~~〕
〔実務研修〕 証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔~~実務経験~~〕〔実務研修〕を有することに相違ないことを証明します。

令和4年 11月 11日

証明者 **早月 二郎**

遊漁船業務主任者の氏名	神通 一郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	〔 実務経験 〕〔実務研修〕の期間		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 1月 20日 06時 00分から 令和4年 1月 20日 12時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 3月 23日 06時 00分から 令和4年 3月 23日 12時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 3月 24日 06時 00分から 令和4年 3月 24日 11時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 3月 25日 07時 00分から 令和4年 3月 25日 12時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 5月 15日 05時 00分から 令和4年 5月 15日 10時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 6月 11日 06時 30分から 令和4年 6月 11日 12時 30分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 6月 13日 06時 00分から 令和4年 6月 13日 12時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 7月 1日 06時 00分から 令和4年 7月 1日 12時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 7月 2日 13時 00分から 令和4年 7月 2日 18時 00分まで		
早月 二郎 (富山県知事第〇〇〇〇号)	令和4年 8月 20日 05時 00分から 令和4年 8月 20日 12時 00分まで		
		合計 満 年 月 日	57時 00分

備考

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 〔~~実務経験~~〕〔実務研修〕については、不要なものを消すこと。
- 3 「〔~~実務経験~~〕の期間」の欄は、実務研修の場合にあっては、時分についても記載すること。
- 4 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第10条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年 11月 11日

申請者 神通 一郎

富山県知事 殿

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和4年 11月 20日

届出者 神通 一郎

富山県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	ジズウ イチロウ 神通 一郎		
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号	富山県知事第△△△△号		
登録年月日	令和4年 11月 12日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
損害賠償保険の 契約期間	令和3年 11月 11 日から 令和4年 11月 10 日まで	令和4年 11月 11 日から 令和5年 11月 10 日まで	令和4年 11月 15 日

<p>遊漁船業者廃業等届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年5月15日</p> <p style="text-align: right;">届出者 神通 一郎</p> <p>富山県知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	ジンスウ イチロウ 神通 一郎
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	富山県知事第△△△△号
登録年月日	令和4年 11月 12日
廃止年月日	令和5年 5月 10日
廃 止 の 事 由	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 20px;"> <p style="margin: 0;">死亡</p> <p style="margin: 0;">合併により消滅</p> <p style="margin: 0;">破産手続開始の決定により解散</p> <p style="margin: 0;">合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p style="margin: 0;">遊漁船業を廃止</p> </div>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。